

令和5年3月19日

依 頼 者 様 各 位

行政書士佐藤誠三事務所

行政書士 佐藤誠三

行政書士業務に係る料金について

標記のことについて、令和4年9月10日施行の細則を下記のとおり改定します。

記

第1条（行政書士業務に係る料金）

- ① 行政書士業務に係る料金は、別途定める場合を除き、「当事務所との契約及び業務に係る料金に関する基本細則について」（以下、基本細則）に基づいて計算するものとします。
- ② 前項の定めに基づいて料金を計算した場合において、別途定める最低金額を下回るときは、当該最低金額を料金として請求するものとします。

第2条（契約維持手数料）

- ① 契約維持手数料として、基本細則に定める金額を行政書士業務に係る料金に加算します。
- ② 前条第2項の料金に係る契約維持手数料として、基本細則に定める金額を当該料金に加算します。

（附則）令和4年9月10日

第1条 この細則は令和4年9月10日に施行し、同日以降の業務契約分から適用します。

第2条 令和2年6月28日付「相続業務に係る料金に関する特則について」は、これを廃止します。

（附則）令和5年3月19日

第1条 この細則は令和5年3月19日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。